

# 釧路市男女平等参画推進条例 (男女いきいき参画条例)のあらまし

男女がともに支えあい、創りあげていく社会を目指して



## はじめに

釧路市では、平成9年11月に「くしろ男女共同参画プラン」を策定し、男女が共にあらゆる分野に対等な立場で参画し責任を担いあう社会の実現に向けて、諸施策の推進に努めてきました。

この間、男女平等参画社会へ向けた法律や制度の整備が進むとともに、社会経済情勢の急激な変化を背景に、女性の職場進出が飛躍的に進みました。一方、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、性別役割分担意識の弊害など、女性を取り巻く社会環境には、依然として様々な問題が残されています。

国においては、平成11年に成立した男女共同参画社会基本法に基づき、2次にわたる基本計画に基づく取り組みを行ってまいりましたが、男女共同参画が必ずしも十分には進まなかったとして、現状認識や反省の上に立ち、平成22年12月に実効性のあるアクション・プランとして第3次基本計画を策定しました。男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、目指すべき社会は、「固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会」、「男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会」であるとうたっています。

こうした中、釧路市では、さらなる男女平等参画の推進を図るため、平成20年3月に「くしろ男女平等参画プラン」を策定し、平成21年7月には、学識経験者、市民団体などを構成員とする「(仮称)釧路市男女平等参画推進条例検討委員会」を立ち上げ、その中で釧路市における男女平等参画の推進の基礎となる基本条例のあり方や骨子についての審議を行っていただきました。

その後、検討委員会から、条例の名称、条例に盛り込むべき内容等についての具体的な提言をいただき、この提言内容を踏まえて検討した結果、男女平等参画社会の実現に向けて、釧路市における男女平等参画の推進に関する基本的な考え方を示し、様々な施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成22年12月15日に『釧路市男女平等参画推進条例』を制定いたしました。

## ◆「男女平等参画を推進するための基本的施策」◆

第10～20条 男女平等参画の推進のために市が行うべき基本的施策等を定めています。

### 基本計画の策定及び見直し

男女平等参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定し、公表します。また、定期的に見直しを行います。

### 調査及び研究

男女平等参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査、研究を行います。

### 教育の分野における措置

市民等の男女平等参画の推進についての理解を促進するため、学校教育、社会教育、家庭教育、地域教育等のあらゆる分野において必要な措置を行います。

### 実施状況の公表

毎年、男女平等参画の推進に関する施策の実施状況を公表します。

### 広報及び啓発

男女平等参画の基本理念に対する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報、啓発活動等を行います。

### 推進体制の整備

男女平等参画の推進に関する施策を総合的に調整し、計画的に推進するために必要な体制を整備します。

### 財政上の措置

男女平等参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置に努めます。

### 市民等に対する支援

男女平等参画の推進に積極的に取り組む市民等の活動を支援するために必要な措置に努めます。

### 雇用の分野における措置

市における人事管理及び組織運営において、基本理念にのっとり、男女が性別にとらわれることなくそれぞれの能力を発揮することができるよう必要な措置を行うとともに、市が出資する団体についても同様の措置が行われるよう努めます。また、事業者等に対して男女平等のための調査等について協力を求めることができます。

### 附属機関等の委員の構成

審議会等の委員は、男女いずれか一方の委員数が委員の総数の4割未満とならないように努めます。

### 意見等の申出等

- ・市民等は、男女平等参画に関する市の施策への意見や苦情、又は男女平等参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、市に申し出ることができます。
- ・申出にかかる窓口として男女平等参画相談員を設置することができます。
- ・男女平等参画相談員は、関係機関と連携し、適切な措置を行います。
- ・申出等に対し、必要に応じて男女平等参画審議会の意見を聴きます。

## ◆釧路市男女平等参画審議会◆

第21条 男女平等参画の推進に関する事項及び男女平等の推進に関する施策の実施状況について審議し、市長へ意見を述べるため、釧路市男女平等参画審議会を置きます。

### 男女平等参画相談員による「男女平等参画相談」を行っています

☆お気軽にご相談ください。

【相談時間】月～金曜日（祝日・年末年始は除く）午前8時50分～午後5時20分

【相談内容】①男女平等参画に関する市の施策についての意見若しくは苦情  
②男女平等参画の推進を阻害すると認められるものについての申出  
③その他、男女平等参画の推進に関する相談

【相談場所】市役所2階 市民協働推進課・相談室

※電話での相談も受け付けます

男女平等参画相談電話 TEL 0154-61-5030

釧路市総合政策部市民協働推進課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 TEL0154-31-4504 FAX0154-23-5220

Eメール shi-shiminkyoudou@city.kushiro.hokkaido.jp

釧路市